

令和 3 年度第 1 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 2 月 2 3 日

担当部・課：財務部財政課〔内線 4 0 5 2〕

復興事業部基盤整備課〔内線 5 5 1 2〕

建設部都市計画課〔内線 5 6 2 2〕

建設部道路第 2 課〔内線 5 6 6 0〕

① 件 名						
土地取得特別会計の一般会計への移行並びに石巻市道路用地取得基金及び石巻市震災復興土地基金の整理統合について						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）						
<p>【背景】 土地取得特別会計は、公共用地の先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置した特別会計であり、これまで石巻市土地開発公社の解散に係る「総合運動公園第二工区用地」買戻しに伴う地方債借入元利償還金の予算執行及び「石巻市震災復興土地基金」の運用を行ってきた。 当該地方債借入れに係る元利金の償還が本年 9 月に完了したほか、今後、公共事業用地を先行取得するに当たり、一般会計と区分し、特別会計で経理する必要性は認められないことから、土地取得特別会計を廃止するもの。 また、公共用地先行取得のための基金として、道路用地に対しては、「石巻市道路用地取得基金」、東日本大震災に係る復興事業に対しては、「石巻市震災復興土地基金」を活用し対応してきたが、震災復興基本計画期間の終了に伴い、今後、「石巻市震災復興土地基金」を活用した大規模な事業用地の先行取得は見込まれていないほか、一部買戻し未完了の土地があるものの、定額運用している基金の活用がなされていない現状もあり、同基金の設置目的は達成されたものと考えられることから、類似目的の基金を整理統合するもの。</p> <p>【目的】 土地取得特別会計を廃止し、一般会計へ移行するとともに、公共用地の先行取得に係る類似目的の基金を整理統合することにより、事務の効率化と基金の適正運用を図るもの。</p>						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性						
<p>【根拠法令】 石巻市特別会計条例（平成 1 7 年石巻市条例第 5 3 号） 石巻市道路用地取得基金条例（平成 1 7 年石巻市条例第 3 0 9 号） 石巻市震災復興土地基金条例（平成 2 6 年石巻市条例第 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）						
<table border="0"> <tr> <td>平成 2 3 年 1 1 月</td> <td>第三セクター等改革推進債借入</td> </tr> <tr> <td>平成 2 6 年 4 月 1 日</td> <td>石巻市震災復興土地基金条例施行</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 9 月</td> <td>第三セクター等改革推進債償還完了 (償還期間：H 2 4. 3 月～R 3. 9 月)</td> </tr> </table>	平成 2 3 年 1 1 月	第三セクター等改革推進債借入	平成 2 6 年 4 月 1 日	石巻市震災復興土地基金条例施行	令和 3 年 9 月	第三セクター等改革推進債償還完了 (償還期間：H 2 4. 3 月～R 3. 9 月)
平成 2 3 年 1 1 月	第三セクター等改革推進債借入					
平成 2 6 年 4 月 1 日	石巻市震災復興土地基金条例施行					
令和 3 年 9 月	第三セクター等改革推進債償還完了 (償還期間：H 2 4. 3 月～R 3. 9 月)					

⑤ 主な内容													
1	土地取得特別会計の廃止 土地取得特別会計を廃止し、一般会計へ移行する。												
2	石巻市道路用地取得基金及び石巻市震災復興土地基金の整理統合 類似目的の「石巻市道路用地取得基金」及び「石巻市震災復興土地基金」を廃止し、新たに「石巻市土地取得基金」を設置する。												
(1)	基金の名称 石巻市土地取得基金												
(2)	設置目的 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る。												
(3)	基金の額 4億円とする。 ただし、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立、または基金を処分することができ、その場合、基金の額は、積立額、処分額相当額が増減するものとする。												
(4)	繰替運用 財政上必要がある場合は、繰替運用を可能とする。												
(5)	運用益金の整理 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。												
(6)	施行期日 令和4年4月1日												
(7)	経過措置 ア) 廃止前の条例により積み立てられた現金等は、新条例により積み立てられたものとみなす。 イ) 廃止前の条例によりなされた処分、手続き等は、なお廃止前の条例の例による。												
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）													
<p>土地取得特別会計を廃止し、一般会計へ移行するとともに、類似目的の基金を整理統合することで、事務の効率化と適正な基金運用が図られる。</p> <p>また、定額運用する基金の額を見直すことで、今後活用可能な財源として8億円を確保することができる。</p> <p>なお、この8億円は、市債の元利償還に係る将来の財政負担への備えとして、減債基金に積み立てるものとする。</p> <p>【基金の額】</p> <table border="0"> <tr> <td>旧) 石巻市道路用地取得基金</td> <td>2億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石巻市震災復興土地基金</td> <td>10億円</td> <td>計12億円</td> <td>・・・(A)</td> </tr> <tr> <td>新) 石巻市土地取得基金</td> <td>4億円</td> <td></td> <td>・・・(B)</td> </tr> </table> <p>(A) - (B) = 8億円</p>		旧) 石巻市道路用地取得基金	2億円			石巻市震災復興土地基金	10億円	計12億円	・・・(A)	新) 石巻市土地取得基金	4億円		・・・(B)
旧) 石巻市道路用地取得基金	2億円												
石巻市震災復興土地基金	10億円	計12億円	・・・(A)										
新) 石巻市土地取得基金	4億円		・・・(B)										
⑦ 他の自治体の政策との比較検討													
<p>県内における公共用地先行取得事業に係る特別会計設置市は、仙台市のみ。</p> <p>県内各市においては、土地開発基金を設置し、公共用地の先行取得に対応している。</p>													
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日													
<p>令和4年2月 市議会第1回定例会へ、石巻市特別会計条例の一部改正及び石巻市土地取得基金条例の制定について提案 (令和4年4月1日施行予定)</p>													
⑨ その他													